(3)　事業計画の合理性

本件事業は、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについて、唐桑北インターチェンジ（仮称）から長部インターチェンジ（仮称）までの区間においては東側案（申請案）、西側案及びその中間案（申請案）の3案による検討がそれぞれ行われている。各区間において申請案と他の2案とを比較すると、いずれの申請案も、トンネル及び橋梁の総延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、いずれの区間においても申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、現道は道路幅員が狭小な区間等が存在し、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる三陸沿岸都市会議等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　岩手県陸前高田市役所

第6　収用又は使用の手続が保留されている起業地　岩手県陸前高田市気仙町字福伏、字要谷、字水上、字牧田、字上長部、字月山及び字丑沢地内

○国土交通省告示第三百七十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

三中ハを削り、ニをハとし、ホからトまでをニからカまでとする。

○国土交通省告示第三百七十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりである。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1224	独立配置をした軽量鉄骨下地を用いた乾式二重壁の遮音構造に応じて評価する方法	8－3　透過損失等級（界壁）	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	平成26年3月12日
1225	独立配置をした軽量鉄骨下地を用いた乾式二重壁（遮音鉄板あり）の遮音構造に応じて評価する方法	8－3　透過損失等級（界壁）	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	平成26年3月12日

○海上保安庁告示第四十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百一号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三一度五八分二六秒東経一三一度二九分四二秒の地点を中心とする半径一・一海里の円の内側

(ロ)　北緯三一度二三分東経一三一度一一五分〇二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三一度五五分五一秒東経一三一度三四分三五秒の地点を中心とする半径一・六海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三一度一二分〇五秒東経一三一度一三分〇九秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三一度二五分四一秒東経一三一度〇一分五二秒の地点を中心とする半径一・〇海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三一度四九分東経一三一度四〇分の地点を中心とする半径〇・六海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三一度五二分一六秒東経一三一度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(チ)　北緯三一度二一分東経一三一度五六分四〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(リ)　北緯三一度〇九分三七秒東経一三一度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヌ)　北緯三一度一〇分〇一秒東経一三一度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ル)　北緯三一度一六分東経一三一度四〇分の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ヲ)　北緯三一度四〇分一一秒東経一三一度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ワ)　北緯三一度一〇分五〇秒東経一三一度二三分一〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(カ)　北緯三一度五二分三七秒東経一三一度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヨ)　北緯三一度〇五分〇三秒東経一三一度〇七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内

(タ)　北緯三一度五七分四三秒東経一三一度五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十六年四月十六日から平成二十六年四月二十九日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　五管区水路通報第十三号（平成二十六年四月四日発行）及び十管区水路通報第十二号（平成二十六年三月二十八日発行）